

# 令和5年度　ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業 募集要項 (ガバメントクラウドファンディング型・企業版ふるさと納税型)

## 1 事業の趣旨

コロナ禍などによる社会状況の大きな変化に伴い、市民ニーズは、より多様化、複雑化しており、行政だけできめ細かく対応することは困難な状況となっています。

一方でNPO法人の多くは、その専門性や先駆性、柔軟性を発揮して行政の支援が届きにくい分野で活動しています。

このような地域活動の担い手である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第2項規定する法人。以下、「NPO法人」という。）と行政が協働し、それぞれの知恵や資源を持ち寄り、事業を実施することにより、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題に効果的に対応していくことが期待されています。

一方で、多くのNPO法人がその活動に取り組む上で、資金調達、広報・PRの強化、人材の確保など様々な課題を抱えています。

そこで、これらの課題を解決に導くため、NPO法人が「ふるさと納税」を活用し資金調達を図りながら、行政との協働事業を実施できる仕組みを創設しました。

なお、本市では、この仕組みを通じて、本市内のNPO法人の活動の活性化や地域課題解決力、ファンドレイジング能力の向上を図るとともに、官民連携による「協働のまちづくり」の推進を図ることを目的としています。

## 2 事業の概要

この事業は、地域課題の解決のために、NPO法人と北九州市が協働して行う活動（以下、「プロジェクト」という。）の財源確保のため、ガバメントクラウドファンディング（以下、「GCF」という。）もしくは、地方創生応援税制「企業版ふるさと納税」（以下、「企業版ふるさと納税」という。）を活用し、市が寄附受入れ先となって寄附募集を行います。

寄附者は、応援したいプロジェクトを指定して寄附することができ、プロジェクトの実施主体となるNPO法人（以下、「プロジェクト認定団体」という。）とつながることで、本質的な寄附の趣旨の実現を目指します。

市は、受入れた寄附金から、寄附金受入れにかかる必要経費等を差し引いた額を上限として、プロジェクト実施に必要な経費をプロジェクト認定団体に補助金として交付します。

	GCF型	企業版ふるさと納税型
寄附募集 上限額 (1件あたり)	200万円	500万円
寄附募集期間	寄附募集準備完了後～令和5年12月中旬 (30～60日間程度で設定)	プロジェクト認定後～令和6年2月29日
寄附金の募集	クラウドファンディングサイト	市HP(キラキラネット他) ※納付書で金融機関等の支払い
補助金交付額 (上限)	寄附額の80% <sup>※1</sup>	寄附額の90% <sup>※2</sup>
認定数(最大)	3プロジェクト	2プロジェクト
事業実施期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	プロジェクト認定後～令和6年3月

※1 サイト運営事業者への手数料等その他事務手続きに要する費用等を差し引いた額

※2 事務手続き等に要する費用等を差し引いた額

## (1) 対象団体

本事業の対象となる団体は、以下の要件すべてを満たすNPO法人とします。

- ① 定款に定める主たる事務所が北九州市内にあること
- ② 法人登記後1年以上が経過し、かつ決算書が確定していること
- ③ 特定非営利活動促進法第29条（事業報告書等の提出）の規定を遵守し、かつその事業報告書等が適正に作成されていること
- ④ その他補助を行うことが不適当と認められる団体でないこと

## (2) 対象プロジェクト

本事業の対象となるプロジェクト（以下、「対象プロジェクト」という。）は、以下の要件をすべて満たすプロジェクトとします。

- ① 本市における地域課題の解決に資する活動であること
- ② 主たる効果が北九州市内で生じる公益的な活動、又は主に北州市民を対象とした公益的な活動であること
- ③ 補助金の交付を受けようとする年度内に実施する活動であること
- ④ 特定の個人又は団体の利益となる活動でないこと
- ⑤ 宗教活動、政治活動、選挙活動、又は営利活動を目的とした活動でないこと
- ⑥ 当該団体内の親睦やレクリエーションを目的とした活動でないこと
- ⑦ 上記の内容のほか、市長が適切でないと認める活動でないこと

### (3) 交付対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下、「交付対象経費」という。）は、対象プロジェクトの実施に必要な経費のうち、「北九州市ガバメントクラウドファンディング型協働のまちづくり推進事業実施要綱」又は「北九州市企業版ふるさと納税型協働のまちづくり推進事業実施要綱」別表に定める経費とします。

ただし、以下の経費は交付対象としません。

- ① 対象プロジェクトの実施に関わらない団体の経常的な運営に要する経費
- ② 団体の飲食や親睦会費
- ③ 対象プロジェクト事業実施期間外に発生した経費
- ④ 上記の内容のほか、市長が適切でないと認める経費

### (4) 選考方法

対象プロジェクトの認定は、以下の選考基準により、学識者等で構成する「ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業選定検討会」の意見を参考に行います。

評定項目	選考基準
プロジェクトの目的 市民ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請団体のプロジェクトの目的や目指す方向性は、市の施策と整合性がとれ、かつ市民のニーズにこたえるものであるか。</li><li>・申請団体のプロジェクトは、地域等の課題を解決する具体的なものであるか。</li></ul>
事業の計画性 費用対効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請団体のプロジェクトの内容は、無理なく実行可能であるか。</li><li>・予算は、参加者や対象者等の規模に見合ったものとなっているか。</li><li>・経費の積算は無駄のない適正なものか。</li></ul>
先駆性、モデル性	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請団体の得意分野を踏まえたもので、先駆性や独自性を有しているか。</li><li>・今後一つのモデルとして他の団体の活動に共鳴を与えることが期待できるか。</li></ul>
活動の将来性 継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請団体のプロジェクトは、今後、他の団体に影響を与え、広がる可能性を有しているか。また、市の助成プロジェクトとして相応しいものであるか。</li><li>・資金調達の実効性やプロジェクトを確実に実施できる体制など、将来とも活動の継続が見込めるか。</li></ul>
法人としての支援の必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案した法人そのものの事業規模や実績などを踏まえ、市から公的な資金による支援を行うことが必要か。</li></ul>

### 3 手続き等

#### (1) 手続きの流れ

	日程(予定)	
	GCF型	企業版ふるさと納税型
エントリー	令和5年9月1日(金)～令和5年9月14日(木)	
協働担当課との協議	エントリーシート提出後、市と協議のうえ調整	
提案申請書の提出	協働担当課との協議後～令和5年9月30日(土)	
検討会 (プレゼンテーション)	令和5年10月上旬	
認定プロジェクトの決定	令和5年10月上旬	
寄附募集準備	プロジェクト認定後 1～2カ月	プロジェクト認定後速やかに
寄附金の募集	寄附募集準備完了後～ 令和5年12月中旬 (30～60日間程度で設定)	プロジェクト認定後～ 令和6年2月29日
寄附額の確定	寄附募集期間終了後速やかに	
補助金の交付申請	令和6年4月頃 ※別途指定	令和5年10月頃 ※別途指定
補助金の交付決定	交付申請後速やかに	
プロジェクトの実施	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	プロジェクト認定後 ～令和6年3月31日
実績報告書の提出	プロジェクト完了後20日以内	

#### (2) 手続きの詳細

##### ①応募（エントリー）

エントリーシート（様式第1号）を市民活動推進課へ提出してください

提出期限：令和5年9月14日（木）17時

##### ②協働担当課との協議及び協働の可否の確認

プロジェクトについて、協働担当課と協働の可否について確認するとともに、プロジェクトの内容の詳細について、協働担当課と協議を行います。

日程については、別途調整します。

### ③提案申請書の提出（本申請）

協働担当課との協議を踏まえ、以下の書類を作成し、市民活動推進課へ提出してください。

提出期限：和5年9月30日（土） 17時

- ・提案申請書（様式第2号）
- ・活動計画書（様式第3号）
- ・収支予算計画書（様式第4号）
- ・定款の写し
- ・所轄庁に提出した法第29条に規定する直近年度の事業報告書等（事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）の写し
- ・団体の活動概要が分かる資料（会報、ホームページの画面印刷など）
- ・上記の内容のほか、市長が必要と認める事項

### ④プロジェクトの選考

本制度の対象プロジェクトの選考は、2（4）①の選考基準に基づき、学識者等により構成される検討会による審査を経て行います。

審査は、書面審査及び審査会（プレゼンテーション）により行います。

申請団体は、必ず、審査会（プレゼンテーション）に参加してください。

審査会（プレゼンテーション）：令和5年10月上旬

※決まり次第お知らせします。

詳細な時間については、提案申請書の提出期限後のご連絡となります。

### ⑤プロジェクトの認定

検討会による審査の結果を踏まえ、対象プロジェクトとしての認定の可否を決定し、その結果を、ガバメントクラウドファンディング型（又は、企業版ふるさと納税型）協働のまちづくり推進事業プロジェクト認定（不認定）通知書により、申請団体に通知します。

### ⑥寄附募集準備

プロジェクトの認定を受けた申請団体（以下、「以下プロジェクト認定団体」という。）は、寄附金募集に係る資料等の作成を自ら行っていただきます。

ア GCF型

- 寄附金の募集は、市が指定するクラウドファンディングのポータルサイトにて行います。
- プロジェクト認定団体は、ポータルサイト運営事業者（以下、「サイト運営事業者」という。）と寄附募集に係る必要な事項についての協議等を経て、サイト運営事業者の支援を受けながら、申請団体自らサイト掲載案を作成していただきます。
- また、市民活動推進課の提示するフォーマットに沿った、市HP掲載案を作

成していただきます。

- サイト掲載内容及び市HP掲載内容の最終確認後、寄附金受入れサイト及び市HPに掲載し寄附金募集を開始します。
- イ 企業版ふるさと納税型
  - 市民活動推進課の提示するフォーマットに沿った、HP掲載案を作成していただきます。
  - 掲載内容の最終確認後、市HPへ掲載し寄附金募集を開始します。

#### ⑦寄附金の募集

##### ア GCF型

寄附募集準備完了後～令和5年12月中旬の間で、30～60日間程度で、プロジェクト認定団体とサイト運営事業者との協議により決定します。

##### イ 企業版ふるさと納税型

プロジェクト認定後～令和6年2月29日とします。

※ 寄附金が目標金額に到達していない場合でも、アイの寄附募集期間の末日をもって、寄附金の募集を終了します。

また、アイの募集期間中に、目標額に到達した場合は、到達した時点をもって、寄附金の募集を終了します。

#### ⑧寄附募集に係る広報活動

認定プロジェクトの寄附募集に係る広報等については、市のHPへの掲載等により行いますが、プロジェクト認定団体自らも、団体のHPやSNS等の活用により、積極的に行ってください。

#### ⑨寄附額の確定

寄附募集期間終了後、市は確定した寄附額をプロジェクト認定団体に通知します。

#### ⑩補助金の交付申請

プロジェクト認定団体は、市が別途指定する期日までに、補助金交付申請書を提出してください。

寄附額の確定により、活動計画書及び収支予算計画書を変更する必要があるときは、変更後の書類を補助金交付申請書に添付してください。

補助金交付申請日程の予定は以下のとおりです。

①GCF型 : 令和6年4月頃

②企業版ふるさと納税型 : 令和5年10月頃

#### ⑪プロジェクトの実施

プロジェクト認定団体は、プロジェクトの申請内容に従い、以下の期間において、事業を実施し完了させてください。

ア GCF型 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日

## イ 企業版ふるさと納税型：プロジェクト認定後～令和6年3月31日

### ⑫プロジェクト実施後の報告等

プロジェクト認定団体は、プロジェクト完了後、20日以内に、以下の書類を提出してください。

- ア 実績報告書
- イ 活動報告書
- ウ 収支決算報告書
- エ 領収書等補助対象経費を支払ったことを証する書類
- オ 写真、チラシ、パンフレット等活動の実施について確認をするのに参考となる書類

## 4 その他（留意事項等）

- プロジェクトの認定は、GCF型及び企業版ふるさと納税型のいずれかにおいて、1年度につき、1法人1事業のみとします。
- GCF型のプロジェクトについては、当事業に係る予算が成立し市の承認が得られれば、継続して3年度まで、認定プロジェクトとして認められるものとします。  
継続申請に必要な手続等は、別途、プロジェクト認定団体にお知らせします。
- プロジェクト認定団体は、寄附の募集やプロジェクトについて、市民や寄附者に対して積極的に情報発信を行ってください。
- 本事業における寄附者からの寄附金は、「補助金」としての交付となるため、認定NPO法人のパブリック・サポート・テスト（PST）に関しては対象外となります。
- 寄附額が目標額に達成しなかった場合でも、自己資金等を充当するなどにより、プロジェクトの実施に努めてください。
- プロジェクト実施後、補助金に余剰金が生じた場合は、市に返還するものとします。
- プロジェクト認定団体が、次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付を取消し、返還させることとします。
  - ・ 偽りや不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
  - ・ 補助金を他の用途に使用したとき
  - ・ 補助金の交付決定の内容や交付条件、法令等に違反したとき
  - ・ プロジェクトを実施しなかったとき
  - ・ プロジェクトの実績報告を怠ったとき
- 寄附金の募集や認定プロジェクトの実施にあたり、プロジェクト認定団体が、市に提供する写真等のデータについては、市が事業の広報等の目的でこれを使用することについて許諾を得たものとします。